

## 1 計画策定の趣旨

現行計画策定以降の国の制度改正や社会情勢の変化に対応し、障がい者の高齢化や障がいの重度化、介護人材の不足など、多岐にわたる諸課題に適切に対処し、本県における障がい者施策を総合的・計画的に推進していくため、国の「障害者基本計画（第5次）」や「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の趣旨、今後想定される障害福祉サービスのニーズ等を踏まえて策定する。

## 2 計画の位置付け

- 障害者基本法に基づく**愛媛県障がい者計画**、障害者総合支援法に基づく**愛媛県障がい福祉計画**及び児童福祉法に基づく**愛媛県障がい児福祉計画**を**一体的に統合**した、本県の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本指針
- 「愛媛県総合計画～未来につなぐ えひめチャレンジプラン～」の分野別計画
- 障害者文化芸術活動推進法に基づき策定する計画
- 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律に基づき策定する計画
- 難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針に基づく計画

## 3 計画の期間

- 令和6年度から令和11年度までの6年間
- ※障がい福祉計画及び障がい児福祉計画に該当する部分については、国の基本指針により3年ごとに見直す必要があることから、令和8年度に中間見直し予定。

## 4 障がい者の概念

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの（障害者基本法より）

## 5 基本理念及び基本方針

### 【基本理念】

本計画は、統合前の3計画の基本理念を継承し、全ての県民が、障がいのある人もない人も、互いに人格と個性を尊重し合いながら、地域で共に暮らし、共に支え合い、そして安心して暮らすことができる「共生社会」の実現を目指す。

### 【基本方針】

次の4つの基本方針を掲げ、「共生社会」の実現に向けた取組みを進める。

- (1) 障がいへの理解促進と権利擁護
- (2) 障がい者自身の決定と選択による地域生活の支援
- (3) 暮らしやすい生活環境の整備
- (4) 教育・就労・社会参加の促進

## 6 障がい保健福祉圏域

これまでの計画を継承するとともに、その他の計画との整合性を図るため、宇摩圏域、新居浜・西条圏域、今治圏域、松山圏域、八幡浜・大洲圏域及び宇和島圏域の6圏域とする。

## 7 施策体系

基本方針	分野別施策の具体的方策	
1 障がいへの理解促進と権利擁護	第1節 障がいへの理解促進及び権利擁護の推進	1 心のバリアフリーの推進 2 障がいを理由とする差別の解消の推進 3 障がい者の権利擁護の推進、虐待の防止
2 障がい者自身の決定と選択による地域生活の支援	第2節 地域生活の支援体制の充実	1 意思決定支援の推進 2 相談支援体制の強化 3 地域移行支援、在宅サービス等の充実 4 障がい児に対する支援の充実 5 福祉用具の普及促進と利用支援 6 障害福祉サービスの質の向上等
	第3節 福祉を支えるひとづくり	1 専門職員の養成・確保 2 研修体制の充実 3 ボランティア情報の提供
3 暮らしやすい生活環境の整備	第4節 保健・医療対策の充実	1 障がいの早期発見・治療と原因となる疾病の予防 2 適切な医療、リハビリテーション、保健サービスの提供 3 精神保健・医療施策の充実 4 難病等に関する施策の充実 5 高次脳機能障害に関する施策の充実
	第5節 安全・安心な生活環境の整備	1 公共的施設と住宅の整備・改善 2 移動・交通対策の支援 3 人にやさしいまちづくりの意識啓発
	第6節 防災・防犯対策の推進	1 防災対策の推進 2 防犯対策の推進 3 消費者トラブルの防止及び被害からの救済
	第7節 情報アクセシビリティの向上	1 行政情報のアクセシビリティの向上 2 意思疎通支援の充実 3 読書バリアフリーの推進
4 教育・就労・社会参加の促進	第8節 特別支援教育の充実	1 インクルーシブ教育システムの推進に向けた特別支援教育の充実 2 教育環境の整備・充実
	第9節 雇用・就業、経済的自立の支援	1 総合的な就労支援 2 経済的自立の支援 3 障がい者雇用の促進 4 障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保 5 障害者就労施設等からの物品・サービス等の調達機会の確保 6 福祉的就労の底上げ
	第10節 芸術文化活動・スポーツ等の振興	1 芸術文化活動の推進 2 スポーツ等の振興 3 生涯を通じた多様な学習活動の推進
	第11節 国際交流の推進	1 障がい者の国際交流の推進 2 地域に住む外国人との交流の促進等

## 8 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標【成果目標】

※設定に当たっては、第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画(R3~R5)の進捗状況を踏まえるとともに、国指針に即し、広域的見地から市町障がい福祉計画等の目標値等を基に設定。

### (1) 施設入所者の地域生活への移行 基準値：令和4年度末の施設入所者数2,059人

項目	目標値	国指針
地域生活移行者数	<b>105人 (5.1%)</b>	6%以上
施設入所者の減少数	<b>94人 (4.6%削減)</b>	5%以上削減

※市町において、第6期計画の進捗状況や入所者の状況、地域の実情等を勘案して、目標値を設定しており、県計画として積上げた結果、国指針を下回る数値となっている。

### (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

#### ①精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数

項目	目標値	国指針	実績 (元年度)
平均生活日数	<b>325.3日</b>	325.3日以上	325.2日

#### ②精神病床における1年以上の長期入院患者数

項目		目標値	国指針	実績 (R4.6.30)
精神病床における1年以上 長期入院患者数	65歳以上	<b>1,159人</b>	計算式に より算定	<b>1,457人</b>
	65歳未満	<b>560人</b>		<b>724人</b>

#### ③精神病床における退院率

項目	目標値	国指針	実績 (元年度)
入院後3ヶ月時点の退院率	<b>68.9%</b>	68.9%以上	62.6%
入院後6ヶ月時点の退院率	<b>84.5%</b>	84.5%以上	80.4%
入院後1年時点の退院率	<b>91.0%</b>	91.0%以上	88.5%

### (3) 福祉施設から一般就労への移行等

#### ①福祉施設から一般就労への移行者数 基準値：令和3年度の移行者数

項目	目標値	3年度 (基準値)	国指針
一般就労移行者数	<b>237人 (1.28倍)</b>	185人	1.28倍以上
就労移行支援	<b>71人 (1.31倍)</b>	54人	1.31倍以上
就労継続支援A型	<b>60人 (1.29倍)</b>	46人	1.29倍以上
就労継続支援B型	<b>84人 (1.28倍)</b>	65人	1.28倍以上

#### ②就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合【新規】

令和8年度において、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることとします。

## 8 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標【成果目標】

## ③就労定着支援事業の利用者数

項目	目標値	3年度 (基準値)	国指針
就労定着支援事業 利用者数	<b>144人 (1.41倍)</b>	102人	1.41倍以上

## ④就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の割合

令和8年度において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を、全体の2割5分以上とすることとします。

## (4) 地域生活支援の充実

## ①地域生活支援拠点等の整備状況

項目	目標値	国指針	備考
地域生活支援拠点等の整備	<b>20市町 (圏域設置含む)</b>	各市町又は圏域に 少なくとも1つ	9市町 (R5.4.1)
強度行動障がいをもつ障がい者の 状況や支援ニーズの把握	<b>20市町 (圏域含む)</b>	全ての市町 (圏域含む)	—
強度行動障がいをもつ障がい者に 係る支援体制の整備	<b>20市町 (圏域含む)</b>	全ての市町 (圏域含む)	—

## (5) 障がい児支援の提供体制の整備等

## ①児童発達支援センターの設置及び障がい児の地域社会への参加・包容の推進

項目	目標値	国指針	備考
児童発達支援センターの設置	<b>20市町 (圏域設置含む)</b>	各市町に少なくとも 1箇所以上(困難な 場合は圏域での設置)	9市町 (4年度末)
障がい児の地域社会への参加・包 容(インクルージョン)を推進す る体制の構築	<b>20市町</b>	全ての市町	13市町 (4年度末) ※保育所等訪問支援を利 用できる体制の構築

## ②難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築

令和8年度末までに難聴児支援のため、保健、医療、福祉及び教育に関する行政機関の部局や、医師会等医療関係団体等が連携し、新生児聴覚検査から療育につなげる体制の構築や中核的機能を果たす体制の構築に向けた取組みを進めます。

8 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標【成果目標】

③主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

項目	目標値	国指針	備考
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	20市町 (圏域設置含む)	各市町に少なくとも1箇所以上(困難な場合は圏域での設置)	13市町 (4年度末)
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	20市町 (圏域設置含む)	各市町に少なくとも1箇所以上(困難な場合は圏域での設置)	13市町 (4年度末)

④医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

項目	目標値	国指針	備考
医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置	20市町 (圏域設置含む)	全ての市町	19市町 (4年度末)
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	20市町 (圏域設置含む)	全ての市町	12市町 (4年度末)

⑤障害児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置【新規】

障害児入所施設に入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように、令和8年度末までに移行調整に係る協議の場を設置することを目標とします。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

項目	目標値	国指針	備考
基幹相談支援センターの設置	20市町 (複数市町による共同設置含む)	全ての市町 (複数市町による共同設置含む)	8市町 (4年度末)
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保	20市町	全ての市町	—
個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等の取組みを行うために必要な協議会の体制の確保	20市町	全ての市町	—

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築

令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制を構築します。

## 9 障害福祉サービス等の必要見込量等

○障害福祉サービス等 県全域【1か月分】 ※市町積上げ

サービス種別		5年度 (実績)	6年度	7年度	8年度
<b>【訪問系サービス】</b>					
居宅介護	時間分	40,703	41,677	42,433	43,225
	人分	2,653	2,725	2,788	2,855
重度訪問介護	時間分	28,980	30,688	31,624	32,628
	人分	85	89	92	94
同行援護	時間分	12,045	13,093	13,243	13,390
	人分	522	550	558	568
行動援護	時間分	577	721	765	799
	人分	73	82	86	89
重度障害者等包括支援	時間分	0	60	60	60
	人分	0	1	1	1
<b>【日中活動系サービス】</b>					
生活介護	人日分	78,085	79,550	80,531	81,689
	人分	4,029	4,083	4,133	4,191
自立訓練（機能訓練）	人日分	348	433	432	430
	人分	20	24	24	23
就労選択支援 ※令和7年10月創設予定	人分			51	56
自立訓練（生活訓練）	人日分	1,546	1,858	1,955	2,057
	人分	115	131	137	144
就労移行支援	人日分	4,193	4,633	4,985	5,313
	人分	246	269	290	309
就労継続支援（A型）	人日分	33,279	34,555	35,901	37,403
	人分	1,669	1,736	1,801	1,875
就労継続支援（B型）	人日分	80,916	84,636	88,411	92,201
	人分	4,779	5,000	5,224	5,463
就労定着支援	人分	107	139	164	193
療養介護	人分	255	254	254	253
短期入所（福祉型）	人日分	3,598	3,810	3,883	3,958
	人分	504	577	589	599
短期入所（医療型）	人日分	359	421	430	439
	人分	68	79	83	88
<b>【居住系サービス】</b>					
自立生活援助	人分	5	16	17	19
共同生活援助	人分	1,858	1,958	2,064	2,174
施設入所支援	人分	2,058	2,044	2,017	1,984
<b>【相談支援】</b>					
計画相談支援	人分	3,131	3,256	3,341	3,428
地域移行支援	人分	20	45	48	50
地域定着支援	人分	58	100	103	105



9 障害福祉サービス等の必要見込量等

○障害児通所支援等 県全域【1か月分】 ※市町積上げ

サービス種別		5年度 (実績)	6年度	7年度	8年度
<b>【障害児通所支援】</b>					
児童発達支援	人日分	13,912	14,710	15,494	16,268
	人分	1,804	1,896	1,984	2,070
放課後等デイサービス	人日分	46,915	51,096	54,091	57,063
	人分	4,396	4,654	4,917	5,187
保育所等訪問支援	人日分	127	160	177	205
	人分	94	106	121	136
居宅訪問型児童発達支援	人日分	6	24	26	36
	人分	2	7	8	9
<b>【障害児入所支援】</b>					
福祉型障害児入所施設	人分	47	50	50	50
医療型障害児入所施設/ 指定発達支援医療機関	人分	38	40	40	40
<b>【障害児相談支援】</b>					
障害児相談支援	人分	1,013	1,140	1,209	1,274
<b>【医療的ケア児支援センターにおいて、医療的ケア児等の支援を総合調整する コーディネーターの配置人数】</b>					
コーディネーター配置人数	人	2	2	2	2
<b>【医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数】</b>					
コーディネーター配置人数	人	81	89	103	106

○発達障がい者等に対する支援

県発達障がい者支援センター（あいゆう）の活動等

項目		4年度 (実績)	6年度	7年度	8年度
発達障がい者支援協議会の開催回数	回	1	1	1	1
発達障がい者支援センターによる相談支援件数	件	1,869	2,000	2,000	2,000
発達障がい者支援センターの関係機関への助言件数	件	103	120	120	120
発達障がい者地域支援マネジャーの関係機関への助 言件数	件	59	60	60	60
発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支 援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発 件数	件	81	50	50	50